



■令和元年9月5日～9月30日、9月会議が開催されました。

山本議員の一般質問を通じて、議会活動報告をいたします。
なお、委員会などのトピックスは、ホームページの「山本せいご議会だより」でご覧になれます。

山本せいごの一般質問（9月会議）

木村町長の理事者としての、行政執行と政治姿勢について

■精華町職員が「官製談合防止法違反並びに加重収賄で逮捕された事件」に関して、重大事件等調査委員会より報告書が提出され、事件の実態と原因及び再発防止策の提言が行われた。

町長任期中に、直接質疑できるのはこの一般質問が最後の機会と考えている。

町長の忌憚のない答弁をいただきたい。

調査報告書を読まれた結果、次に挙げた質問項目についてどう思い、考えているか、

木村町長の理事者としての見解と政治家としての姿勢を問う。



質問1: 最低制限価格と同額の落札件数が多数存在するとの報告がされている。

町長は一貫して「業者の積算能力の向上が原因」と言ってきた。しかし報告書では「1000円単位まで予測することは困難」と否定されている。この指摘に対する町長の見解は？

質問2: 「本件の事件以外にも他の職員による情報流出は否定できない。事件の当該職員が事業部管理課に着任以前もこのようなことが行われていた」と指摘されている。行政最高責任者の町長の見解は？

質問3: 組織の自浄作用として、「精華町は職員の漏洩の可能性を疑わず、もしくは目をつむり、放置してきたことが、重大事件を引き起こす要因になった。組織の長である町長の責任は重大である。」と指摘されている。この指摘に対する責任者としての町長の見解は？

質問4: 町行政を執行する最高責任者である木村町長が、過去に何回か見逃してきた責任は重大である。組織のトップが責任を取るのが当然である。

町長として、精華町のトップとして、町民にどのような責任を取るのか問う。



町長答弁:

■ 7月2日第三者委員会から極めて厳しい内容の報告書、答申をいただいた。
この間、繰り返し大きく報道されるなど、今回の不祥事がいかに重大な事件であったか、町政を託された政治家として、改めてその責任の重大さをかみしめ、深く反省をしている。

■ 質問1～質問4について

- 組織や制度について指摘や問題提議をいただいた。
我が組織として、私自身、認識が甘かったと痛感している。
- 私の責任について、全く無視したわけではなく、担当課や職員に対する聞き取り調査も結局、情報を漏らしていないと否定であり、捜査権があるわけではなく、結局職員を信頼せざるを得なかった。
内部の統制、職員の思い、事前に指導、チェックができる再発防止策を公表した。
- 町政執行の最高責任者として、いくら説明しても、今回の事件を未然にふせげなかった道義的責任については強く認識している。
- あとわずかの任期ではあるが、信頼回復に向け、最後まで全力で取り組む覚悟である。

議会だより (つづき 1)

木村町長の理事者としての、行政執行と政治姿勢について(つづき)

■再質問・質疑応答

再質問1: ●報告書では「町長をはじめとする全職員の意識改革が重要である」と指摘され、「内部統制体制の整備」が町長の決意として示されている。しかし対策を見ると時間がかかるという表示になっている。まず、全勢力を挙げて取り組む必要がある項目ではないのか？
●職員が通報しやすい、第三者の弁護士などに通報する組織にすることが一番必要ではないのか？



答弁:①「内部統制体制の整備」ということを丁寧に、わかりやすく、報告書で提案いただいた。

- ②「時間がかかる」というのは、内部統制を推進する体制の整備・部署の整備いわゆる各部分は年度途中はしんどいので次年度になるが、そこに向けての準備は今年に進めていく。
- ③通報体制、内部通報体制の整備については準備をしておき、早い時期にその窓口を開設したい。職員のコンプライアンスやいろんな部分についてきちんと押さえていく。

再質問2: 調査について、「組織内の限界」との答弁であるが、もっと敏感に、重く受け止め、もっと突っ込んで、責任ある部局が調査をしていく姿勢が必要である。熱意を感じない。不正に断固立ち向かう組織文化の醸成、倫理をきちんと認識させることが大事ではないのか。

- 副町長答弁:①「業者の積算能力」について、行政が捜査権を持たずに調査をすることはしんどい部分があった。
②「本件以外にも他の職員による可能性がある」指摘について、内部調査に限界があるので警察当局に全面的に協力をすることにした。
③問題を起こさないように、いい制度を作っても、運用するのは職員ということで、内部統制というところに行きついた。
④内部通報については、法的な本題もあるので諸準備を進めて実践をしていく。

コンプライアンス
法令遵守



再質問3: 法的に施行されていない内部統制の部分については、前もって準備を進めていくことが大事ではないか。副町長の答弁にある、倫理の問題は、すぐにできる。以前から質問する中で、「問題や何も事件がないからしない」と答弁し、「問題あったらすぐにする」と答弁している。議員との約束、議場で約束はすぐ履行すべきではないか！

- 答弁:①倫理条例は、「倫理の宣言」として職員が町民の皆さんにお誓いする内容として条文を並べることを考えている。
②職員の意識調査をの分析の中で、相談相手がいなくて、上司に対する信頼性が非常に低い、とか、根本的になかなか危険な内容を含んでおり、非常にショックを受けている。
職員で徹底した議論をしてたたき上げないと、とりあえず、よそ並みということは違うと思う。来年3月には掲げて、新年度より運用開始を考えている。



山本議員の指摘

- 「職員の意識調査」の結果についてショックを受けたとのこと。当然そう受け止めて当たり前である。職場内が風通しの良い、働きやすい職場を作っていけないと思っている。そういうことであえて苦言を呈していく。そうして揉んでいただき風通しのいい、何でも言える職場づくりと、疑義の持たれる幹部を作らないことです。

■第三者委員会の報告書の内容は、精華町ホームページから「重大事件等調査委員会」で検索、「重大事件等調査委員会第5回会議の要旨」からご覧になれます。

議会だより (つづき 2)

小学校における教科等の担任制の実施について

■全国的に教科担任制度の研究が進んでいる。

学力の向上、子どもの心の安定、様々な先生との触れ合い、教師も心のゆとりができるなど、教科担任制の導入による効果が報告されている。

精華町の小学校においても一部、音楽や、理科、家庭、体育などの教科で他のクラスの教科を担当している。精華町において一部実施している制度を総括し、教科担任制の本格的な導入を提案する。

- 答弁:①現在、町内各小学校で、高学年で専門性を持った教員が交換授業を実施している場合や、小学校と中学校の連携で中学校の英語科の先生が小学校に出向き授業を実施している場合もある。
- ②交換授業のメリットは、全教科を担当する教員には得意分野の強化に集中できることで負担軽減につながり、また児童にとってもより専門性の高い効果的な授業を受けることができる。
- ただ制度的に行っているわけでないので、専門性を持った教員の配置によって、できる、できない、の年がある。
- ③教科担任制については、小学校低学年では子どもたちと教員の情緒的なつながりが学習成果に大きく影響するので学級担任による指導が有効と考えられる。
- 高学年では、学習内容が高度化するため、専門性の高い指導が効果的であり、その導入が望ましいと考える。



●教科担任制の導入には相当大きな財源が必要となる。今後は、中央教育審議会の議論や答申、国や京都府における教員定数確保の動向など見極めながら、主体性をもって方向性を考えていきたい。

教科担任制の導入



山本議員の指摘

●教科担任制については、財源の問題、人材の確保、教員の質の向上など課題もあるようですが、ぜひ京都府下の他の学校より先駆けて、(府からの協力も得やすい)教員の働き方改革など、トータル的に考えて、先駆的に手を挙げていただきたい。

●南稲地域内の交通安全対策については、子どもや高齢者の安全が確保された結果、逆に住民が困ることのないように、導入の際に注意していただきたい。

傍聴席

●今回の事件の数年前に、同様の入札問題の情報があって、議会でも質問が繰り返された時期があった。

「問題ない」「職員を信じる」との答弁の繰り返しであった。

よその行政でこのケースでは、「入札中止・無効・やり直し」がよく報じられていたが・・・。

この時の火種が、リスクマネジメントの甘さ、まずさから、今回の事件に延焼拡大していったことは容易に想定できる。

●今回の事件の調査において、「組織内の限界とか、捜査権がない」と口をそろえての言質は、言い訳、他人事、に聞こえ、自己擁護に聞こえたのは私だけではないようだ。

事件を防ぐことができなかった、幹部、管理者に何が足りなかったのか、何をしていくのか、明確にされていないことに不満・不安が残る。

「倫理条例は倫理の宣言」に格下げ、「内部統制は法的な整備待ち」とか、腰が引けている。

●「町長以下全職員の意識改革が必要」と報告書にあるようであるが、そのことがすでに始まっているのに、心に響かなかったのは残念であった。

後援会員 H・M 記

議会だより (つづき 3)

安心して利用できる道路の安全確保について

- 祝園東畑線の町道(元府道)で、今まで何件かの人身事故や物損事故が発生している。今回は、特に精華台小学校北西角の交差点からの町役場南西交差点までの狭いところでの見通しが悪い急カーブの多くある区間について、地元南稲八妻自治会から安全確保の要望が出されています。以前からの要望については、一部解決してきているが、近年特に車の量が増え、通過スピードも相当速い。子どもたちや高齢者を含め、地域住民が安心して道路を使用できるよう、次の安全対策を求める。

質問1: 時速30km/hの速度制限を求めます。

以前、議会で30キロゾーンの導入を提案してきた懸案事項です。地元自治会では行政に対し、20キロの制限の要望が出されています。

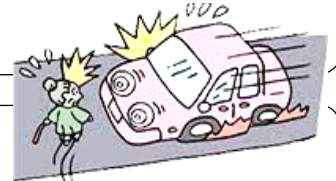


- 答弁: ①祝園東畑線の南稲地域内で制限速度40km/hを超過して危険走行するドライバーが見受けられることは、町として認識している。
②木津警察署と意見交換の中では、速度制限というソフト面の対策だけでなく、ハード面の対策までしないと根本的な解決はむつかしいとの見解である。
③ハード面の対策は、周辺のお住いの方々に対し、メリット・デメリットがあり、しっかり理解をいただき合意形成が図られることが必須条件となる。
④地元自治会と十分な意見交換をさせていただき、実現の可能性が高く、効果的な安全対策について研究を進めていきたい。

質問2: ドライバーが速度を上げないように工夫した道路の導入。

これは道路の塗装の工夫により、スピードを意識的に落とす方法が全国的に採用されている。そういうものの導入の検討を進めていただきたい。

- 答弁: ①当該区間は、一部道路幅員が狭く、見通しの悪いカーブが多い路線であり、地元自治会の要望を聞く中で、精華台小学校の通学路の安全確保を最優先として整備を行ってきた。昨年度、地権者の方から用地協力も受け、通学路は一定の安全確保が図られたと考えている。
②速度抑制を促す方法として、V字マークや減速帯などの路面標示や視覚的に速度抑制を促すもの、路面のラインに厚みを持たせ振動を及ぼすもの、等あるが周辺家屋に配慮が必要なものもある。
③今後地元自治会、木津警察署とも協議してまいりたい。



質問3: 南稲集会所前と運動広場をつなぐ横断歩道設置。

地域の子どもたちや高齢者、また普通の大人でも、集会所前から南稲の運動広場へ行くとき、車のスピードも速く横断しにくいということでの設置要望です。

- 答弁: ①木津警察署の見解は、速度超過で通行する車両があることが主な原因であり、これを解決することが先決との意見であった。
②当該道路横断に関しては、ドライバーに対し、表示とか注意喚起サインの設置等で安全対策に努めたい。

質問4: 抜け道としての通行規制の啓発強化を求める。

朝夕の通勤、祝園方面への送り迎えに住宅街のほうから抜け道として利用される状況にあります。特に雨の日では非常に通過車両が増え、見通しが非常に悪い状況が増えます。

- 答弁: ①一級町道として管理する幹線道路であることから、通行規制による車両の排除する方策はなじまない。
②速度超過し通行する車両の問題を解決せずに安全性の実効性が担保できない。自治会、木津警察署と連携しながら研究を進めたい。

山本せいご後援会事務所

精華町大字南稲八妻小字門口71

TEL/FAX 0774-94-3301

Eメール seigo722@balloon.ne.jp

ホームページ <http://www.balloon.ne.jp/seigo722/>